

YOKOGAWA グループ

サプライチェーン CSR ガイドライン

第 1.1 版

2018 年 6 月

YOKOGAWA 

はじめに

近年、企業をとりまくステークホルダーの CSR（企業の社会的責任:Corporate Social Responsibility）に対する関心の高まりから、業種を問わず、企業や経済団体での CSR 推進活動が本格化してきました。

YOKOGAWA グループは CSR 推進部署の設置や CSR 方針の社外宣言、CSR 報告書の公開等積極的に取り組んでまいりましたが、今後はグループ内の取り組みにとどまらず、お取引先様を含むサプライチェーン全体で CSR に配慮した調達活動を推進するために本ガイドラインを作成しました。

お取引先様におかれましても本ガイドラインにご賛同いただきたくお願い致します。

サプライチェーン CSR 推進ガイドブック目次

I	人権・労働	1
	1. 強制的な労働の禁止	
	2. 非人道的な扱いの禁止	
	3. 児童労働の禁止	
	4. 差別の禁止	
	5. 適切な賃金	
	6. 労働時間	
	7. 従業員の団結権	
	8. 紛争鉱物	
II	安全衛生	4
	1. 機械装置の安全対策	
	2. 職場の安全	
	3. 職場の衛生	
	4. 労働災害・労働疾病	
	5. 緊急時の対応	
	6. 身体的負荷のかかる作業への配慮	
	7. 施設の安全衛生	
	8. 従業員の健康管理	
III	環境	7
	1. 製品に含有する化学物質の管理	
	2. 製造工程で用いる化学物質の管理	
	3. 環境マネジメントシステム	
	4. 環境への影響の最小化(排水・汚泥・排気など)	
	5. 環境許可証／行政認可	
	6. 資源・エネルギーの有効活用(3R)	
	7. 温室効果ガスの排出量削減	
	8. 廃棄物削減	
	9. 環境保全への取組み状況の開示	
IV	公正取引・倫理	10
	1. 汚職・賄賂などの禁止	
	2. 優越的地位の濫用の禁止	
	3. 不適切な利益供与および受領の禁止	
	4. 競争制限的行為の禁止	
	5. 正確な製品・サービス情報の提供	

6. 知的財産の尊重	
7. 適切な輸出管理	
8. 情報公開	
9. 不正行為の予防・早期発見	
V 品質・安全性.....	13
1. 製品安全性の確保	
2. 品質マネジメントシステム	
VI 情報セキュリティ.....	14
1. コンピュータ・ネットワーク脅威に対する防御	
2. 個人情報の漏洩防止	
3. 顧客・第三者の機密情報の漏洩防止	
VII 社会貢献	16
1. 社会・地域への貢献	

I 人権・労働

(I-1) 強制的な労働の禁止

すべての従業員をその自由意思において雇用し、また従業員に強制的な労働を行わないことを要望します。

強制的な労働とは、自らの意思によらないすべての労働のことです。

強制的(あるいは強制的な労働)とは、例えば、次のようなものを指します。

本人の意思に反して就労させる強制労働、借金等の返済のために離職の自由が制限される債務労働、人身売買の結果として行われる奴隷労働。また囚人であれども過酷な環境における非人道的な囚人労働。

自由な離職の権利がないことや、身分証明書・パスポート・労働許可証の雇用者への預託を義務付ける行為も強制的な労働の一種です。

(I-2) 非人道的な扱いの禁止

従業員の人権を尊重し、虐待や各種ハラスメント(嫌がらせ)をはじめとする過酷で非人道的な扱いを行わないことを要望します。

非人道的扱いとは、虐待、体罰、セクシャルハラスメント(性的嫌がらせ)、パワーハラスメント(暴言による嫌がらせや威圧的行為)などを指します。

(I-3) 児童労働の禁止

最低就業年齢に満たない児童対象者を雇用せず、また児童の発達を損なうような就労をさせないことを要望します。

児童労働とは、一般論として ILO(国際労働機関)の条約・勧告に定められた最低就業年齢に満たない者を雇用することや、若年労働者の保護を怠ることを指します。

例えば、日本国内においては、15歳未満の者を雇用することや、若年労働者保護のための法令に違反することも、禁止されている児童労働にあたります。健康、安全、道徳を損なうおそれのある就業から若年労働者を保護する法規制の例として、夜間労働や危険作業などの制限が挙げられます。

海外においても、所在国の法令で定められた最低就業年齢に満たない者の雇用や保護義務違反は児童労働にあたります。

また、法令の定めのない国では、ILOの最低年齢条約・勧告に反する行為は児童労働にあたります。(最低就業年齢の原則は15歳:ILO条約第138号)

(I - 4) 差別の禁止

求人・雇用における差別をなくし、機会均等と処遇における公平の実現に努めることを要望します。

差別とは、本人の能力・適性・成果などの合理的な要素以外により、採用・昇進・報酬・研修受講などの機会や処遇に差を設けることを指します。

差別の要素としては、例えば、人種、民族、国籍、出身地域、皮膚の色、年齢、性別、性的志向、障害の有無、宗教、政治的見解、組合加入の有無、配偶者の有無などがあります。また、健康診断や妊娠検査が機会均等または処遇における公平を損なう場合には差別的行為とみなされます。

(I - 5) 適切な賃金

従業員に少なくとも法定最低賃金を支払い、また不当な賃金減額を行わないことを要望します。

最低賃金とは、所在国における賃金関連法令で定められた最低の賃金のことです。

本項目では、超過勤務手当や法定給付を含むその他の手当の支払も含まれます。

不当な賃金減額とは、労働関連法令等に違反する賃金減額を指します。

(I - 6) 労働時間

法定限度を超えないよう、従業員の労働時間・休日・休暇を適切に管理することを要望します。

適切な管理とは、次のような行為を指します。

- 年間所定労働日数が法定限度を超えないこと。
- 超過勤務時間を含めた1週間当たりの労働時間(緊急時、非常時を除く)が法定限度を超えないこと。
- 1週間に最低1日の休日を与えること。
- 法令に定められた年次有給休暇の権利を与えること。

(I - 7) 従業員の団結権

労働環境や賃金水準等の労使間協議を実現する手段としての従業員の団結権を尊重することを要望します。

従業員の団結権の尊重とは、報復・脅迫・嫌がらせを受けることなく結社する自由、法令に

従い労働組合に加入する自由、抗議行動を行う自由、労働者評議会などに加わる自由などに配慮することを指します。

(I - 8) 紛争鉱物

武装勢力の資金源となる「紛争鉱物」の使用に関する調査体制を構築し、その使用・不使用に関する情報開示に努めることを要望します。

コンゴ民主共和国またはその周辺諸国から産出される一部の鉱物(錫、タンタル、タンゲステン、金)は、サプライチェーンを経由して流通することで、人権侵害、暴力行為などの不正を行う武装勢力の資金源となっている場合があります、紛争鉱物と呼ばれています。

紛争鉱物による武装勢力への資金供給を断つには、サプライチェーン全体で取り組む必要があります。調査の結果、紛争鉱物の使用が判明した場合には、可能な限り速やかに使用を中止し、紛争とは関係がない来歴の鉱物を使用することが武装勢力への資金供給を断つことにつながります。

II 安全衛生

(II-1) 機械装置の安全対策

自社で使用する機械装置類に適切な安全対策を講じることを要望します。

適切な安全対策とは、就業中に発生する事故や健康障害の防止のための管理を指し、例えば次のようなものをいいます。

フェイルセーフ、フールプルーフ、インターロックなどと呼ばれる安全機構の採用、安全装置や防護壁等の設置、機械装置の定期的な検査とメンテナンスの実施。

(II-2) 職場の安全

職場の安全に対するリスクを評価し、また適切な設計や技術・管理手段をもって安全を確保することを要望します。

職場の安全に対するリスクとは、電気その他のエネルギー、火気、乗物、滑り・つまずき易い床面、落下物などの、就業中に発生する事故や健康障害の潜在的なリスクを指します。適切な設計や技術・管理手段とは、例えば、センサによる危険個所の監視、機械や装置に供給される動力源を施錠することによる遮断(ロックアウト)、動力源の遮断中にエネルギー遮断装置の操作の禁止を明示する札の設置(タグアウト)、保護メガネ・安全帽・手袋などの保護具の提供などが挙げられます。

(II-3) 職場の衛生

職場において人体に有害な生物や化学物質および騒音や悪臭などに接する状況を把握し、また適切な対策を講じることを要望します。

人体に有害な化学物質として、煤煙、蒸気、ミスト、粉塵などや、毒劇物、放射線、慢性病を引き起こす物質(鉛、アスベストなど)などが挙げられます。また、騒音や悪臭なども著しい場合には人体に有害なものとして本項の要素です。

適切な対策とは、例えば、これらへの直接的接触機会の特定や査定、管理基準の制定及び運用、従業員への適切な教育や保護用品の提供などのことを指します。

(Ⅱ-4) 労働災害・労働疾病

労働災害および労働疾病の状況を把握し、また適切な対策を講じることを要望します。

適切な対策とは、従業員による通報の促進、災害・疾病の分類や記録、必要に応じた治療の提供、災害・疾病の調査、原因排除に向けた是正対策の実行、従業員の職場復帰の促進などを可能にする制度や施策のことを指します。(労災保険への加入なども含む)
また、法令の定めに応じて、行政に対する必要な手続きを行うことも含みます。

(Ⅱ-5) 緊急時の対応

生命・身体の安全を守るため、発生しうる災害・事故などを想定の上、緊急時の対応策を準備し、また職場内に周知徹底することを要望します。

緊急時の対応策とは、例えば、緊急時の報告、従業員への通知、避難方法の明確化、避難施設の設置、緊急医療品の備蓄、火災探知システムの設置、火気抑制設備の設置、外部通信手段の確保、復旧計画の整備などを指します。

職場内への周知徹底方法として、従業員への緊急対応教育(避難訓練を含む)を実施することや、緊急時の対応手順書などを職場内で容易に手の届く場所に保管あるいは掲示することが挙げられます。

(Ⅱ-6) 身体的負荷のかかる作業への配慮

身体的に負荷のかかる作業を特定の上災害・疾病に繋がらぬよう適切に管理することを要望します。

身体的に負荷のかかる作業には、手動での重量物運搬作業などの重労働のほかにも、組み立てやデータ入力などの長時間にわたる反復作業や連続作業などが含まれます。
適切な管理とは、定期的な小休止、作業補助具の提供、複数作業者での分担や協力などが挙げられます。

(Ⅱ-7) 施設の安全衛生

従業員の生活のために提供される施設(寮・食堂・トイレなど)の安全衛生を適切に確保することを要望します。

従業員の生活のために提供される施設とは、職場で従業員に提供される施設(トイレ、水飲み場、ロッカールーム、食堂など)、職場外で従業員に提供される施設(寮など)のことを指します。

安全衛生の確保の例として、清潔・衛生が保たれるとともに、安全な飲料水、火災対策、換気、温度管理、緊急避難路(出口)、個人所持品の安全な保管などの対策が挙げられます。

(Ⅱ-8) 従業員の健康管理

全ての従業員に対し、適切な健康管理を行うことを要望します。

適切な健康管理とは、少なくとも法令に定める水準において健康診断などを実施し従業員の疾病の予防と早期発見を図ることを指します。

あわせて過重労働による健康障害の防止やメンタルヘルスなどのケアについても十分に配慮していく必要があります。

Ⅲ 環 境

(Ⅲ-1) 製品に含有する化学物質の管理

すべての製品に対して、法令等で指定された化学物質を管理することを要望します。

製品に対する化学物質の管理とは、法令等で含有禁止に指定された化学物質を製品に含有してはならないことに加え、必要とされる表示義務を遵守することや必要とされる試験評価を行うこと等です。

(Ⅲ-2) 製造工程で用いる化学物質の管理

製造工程において、所在国の法令等で指定された化学物質を管理することを要望します。

製造工程における化学物質の管理とは、製品に含有されてはならない化学物質を管理することはもとより、外部環境に排出される化学物質についても排出量の把握、行政への報告などを行い、当該物質の排出量の削減に努めることを指します。

(Ⅲ-3) 環境マネジメントシステム

環境マネジメントシステムを構築し、また運用することを要望します。

環境マネジメントシステムとは、環境活動を推進するための全般的な管理の仕組みをいい、組織体制・計画的活動・責任分担・慣行・手順・プロセス・経営資源を含んだものを指します。ここで環境活動とは、環境方針を作成し、その方針に従った施策を実施し、達成し、見直し、かつ維持することをいい、環境保全に対して、いわゆる PDCA サイクルを回しながら継続的改善を行うことを意味しています。

代表的な環境マネジメントシステムとしては、ISO14001 などが挙げられ、第三者認証を受けることができます。

(Ⅲ-4) 環境への影響の最小化(排水・汚泥・排気など)

排水・汚泥・排気などに関する所在国の法令等を遵守し、また必要に応じて自主規準をもって更なる改善をすることを要望します。

自主規準とは、法令等に定められた水準以上の環境負荷削減のための目標を持つことです。公害の発生を予防することはもとより、さらなる改善のための活動として、例えば、排水・汚泥・排気などの監視方法、制御方法、処置方法の改善や、それらの流出量の削減などが挙げられます。

(Ⅲ-5) 環境許可証／行政認可

所在国の法令等に従い、必要とされる場合は行政からの許認可を受け、また必ず要求された管理報告を行政に提出することを要望します。

日本国内の場合、法令等で定められた、一定の資格を取得した管理者の設置義務として、廃掃法／特別管理産業廃棄物管理責任者、省エネ法／一定レベル以上のエネルギーを使用する工場におけるエネルギー管理士、大気汚染防止法等／化学物質、粉塵、煤塵を排出する工場における公害防止管理者などが挙げられます。

また事業に用いる化学物質により、毒物・劇物管理、特定化学物質管理、危険物管理などの責任者を設置する義務があります。

事業内容や工場立地により、環境影響評価、危険物取扱施設などに関する行政の許認可が必要な場合があります。

(Ⅲ-6) 資源・エネルギーの有効活用(3R)

省資源・省エネルギーを実行するための自主目標を設定し、また継続的な資源・エネルギーの有効活用を図ることを要望します。

省資源とは、資源の有効活用を図ることをいいます。そのための手段として製品への材料使用量および廃棄物の削減、ならびに再生資源および再生部品の利用を促進すること等があります。

省エネルギーとは、熱や電力エネルギーの使用の合理化を図ることをいいます。

エネルギーの節約をすることで石油、天然ガス、石炭、コークスなどの燃料資源を有効に利用することができます。

3R とは Reduce (削減)、Reuse (再利用)、Recycle (再資源) を指します。

(Ⅲ-7) 温室効果ガスの排出量削減

温室効果ガスの排出量削減を実行するための自主目標を設定し、また継続的削減を図ることを要望します。

温室効果ガスには様々なものがありますが、特に京都議定書で定められた二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、HFC、PFC、SF6 の6種類の物質群を指します。

継続的削減活動として、これら6種類の温室効果ガスに対して、自主的な削減目標を設定し、計画を立案し、確実に実行することが挙げられます。

(Ⅲ-8) 廃棄物削減

最終廃棄物の削減を実行するための自主目標を設定し、また継続的削減を図ることを要望します。

最終廃棄物とは、埋め立て、または焼却が必要な廃棄物を指します。

継続的削減活動として、最終廃棄物に対して、自主的な削減目標を設定し、計画を立案し、確実に実行することが挙げられます。

(Ⅲ-9) 環境保全への取組み状況の開示

環境活動の成果について、必要に応じ開示することを要望します。

環境活動の成果とは、環境保全のために実施した対策、大気・排水・土壌等への排出物、資源使用量、廃棄物量等を指し、事業所が引き起こした環境に有害な結果も含まれます。成果を定期的に取りまとめるために、環境保全活動を行う組織と責任者をおき、環境保全活動の管理指標、目標の達成度、その他環境関連の重要事項について、継続的に記録をとる必要があります。

開示の方法として、環境報告書の公開および利害関係者への必要に応じた報告等があります。

IV 公正取引・倫理

(IV-1) 汚職・賄賂などの禁止

政治・行政との健全かつ正常な関係を保ち、贈賄や違法な政治献金などを行わないことを要望します。

贈賄とは、公務員およびそれに準じる者(以下公務員等という)に対し、許認可や取引の獲得・維持、非公開情報の入手など、業務上の何らかの見返りを求めた金銭の提供・接待・贈り物、その他の利益や便宜の供与を行うことをいいます。

また、業務上の見返りを求めない場合であっても、公務員等に対し社会的儀礼を越えた接待・贈答を行うことも含みます。

違法な政治献金とは、例えば、許認可や取引の獲得・維持、非公開情報の入手など業務上の何らかの見返りを求める政治献金を行うことや、正規の手続きを踏まない政治献金を行うことをいいます。

(IV-2) 優越的地位の濫用の禁止

優越的地位を濫用することにより、サプライヤーに不利益を与える行為を行わないことを要望します。

優越的地位の濫用とは、購入者や委託者という立場を利用して、仕入先等との取引条件を一方向的に決定・変更したり、不合理な要求や義務を課すことをいいます。

調達取引は、契約等をベースにして誠実かつ公平・公正に行います。

また、優越的地位を濫用するような行為をせず、優越的地位の濫用に関する法規制のある国では、それらの法令を遵守します。(例えば日本における下請法など)

(IV-3) 不適切な利益供与および受領の禁止

ステークホルダーとの関係において不適切な利益の供与や受領を行わないことを要望します。

不適切な利益供与や利益授受とは、以下のようなものをいいます。

- 法令に定める範囲を超えて景品や賞品・賞金などを顧客に提供あるいは顧客より受領したり、社会的儀礼の範囲を超えた金品や接待を提供あるいは受領するような、賄賂性のある行為。
- 社会的秩序や健全な活動に悪影響を与える反社会的勢力(犯罪組織やテロ組織など)に不適切な利益を供与する行為。

- 顧客などの業務に関する非公開の重要情報をもとに、当該会社の株式などの売買を行なうインサイダー取引。

(IV-4) 競争制限的行為の禁止

公正・透明・自由な競争を阻害する行為を行わないことを要望します。

競争を阻害する行為とは、同業他社との間で、製品・サービスの価格、量、販売地域などについて申し合わせを行うこと(カルテル)や、他の入札者との間で、落札者や落札価格の取り決めを行なうこと(入札談合)などをいいます。

また、他社の営業秘密を違法な方法で入手・利用することや、他社製品に関し虚偽の表示や顧客に誤解を生じさせるような表示を行うなどは、不正競争行為となります。

(IV-5) 正確な製品・サービス情報の提供

消費者や顧客に対して、製品・サービスに関する正確な情報を提供することを要望します。

正確な情報とは、例えば次のようなことをいいます。

- 製品やサービスに関する仕様・品質・取扱い方法が正確であること。
- 製品に使用されている部材・部品の含有物質等の情報が正確であること。
- 製品やサービスに関するカタログ等の表示および広告宣伝においては、事実と異なる表現や、消費者や顧客に内容を誤認させる表現を行わず、また他の企業や個人の中傷誹謗、権利侵害等の内容を含まないこと。

(IV-6) 知的財産の尊重

他者の知的財産権を侵害しないことを要望します。

知的財産とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、営業秘密等をいいます。製品、サービスの開発・生産・販売・提供などを行う場合は、第三者の知的財産の事前調査を十分行う必要があります。正当な理由のある場合を除き、第三者の知的財産の無断利用は知的財産権の侵害にあたります。

また、コンピュータソフトウェアその他の著作物の違法な複製等も知的財産権の侵害にあたります。

第三者の営業秘密を違法な手段で入手・使用することも同様に知的財産権の侵害にあたります。

(IV-7) 適切な輸出管理

法令等で規制される技術や物品の輸出に関して、明確な管理体制を整備して適切な輸出手続きを行うことを要望します。

法令等で規制される技術や物品とは、国際合意等(ワッセナー・アレンジメント等)に基づく法規などで輸出に関する規制のある部品・製品・技術・設備・ソフトウェア等です。
なお、輸出に関しては監督官庁等の許可取得等の手続きが必要な場合があります。

(IV-8) 情報公開

法令等で公開を義務付けられているか否かを問わず、ステークホルダーに対して積極的に情報提供・開示を行うことを要望します。

ステークホルダーに情報提供・開示すべき内容とは、事業活動の内容、財務状況、業績、リスク情報(例えば大規模災害による被害、環境や社会への悪影響の発生、重大な法令違反などの発覚)等を指します。

なお、重大なリスク情報については都度公開するとともに顧客に発信することも積極的な情報提供の一例です。

(IV-9) 不正行為の予防・早期発見

不正行為を予防するための活動を行い、また早期に発見し対応するための制度を整えることを要望します。

不正行為を予防するための活動とは、従業員への教育、啓発を行うとともに、風通しの良い職場風土を造ることです。

不正行為の早期発見対応のための制度とは、例えば次のようなものをいいます。

- 社内や社外に不正行為に関する通報窓口を設置し、経営者が不正行為を早期に発見できるように努める。
- 通報者の秘密を守り、適切に保護することに努める。
- 不正行為には迅速に対処し、対応結果を適宜、通報者へフィードバックする。

V 品質・安全性

(V-1) 製品安全性の確保

自社の責任で製品設計を行う場合、製品が各国の法令等で定める安全基準を満足することを要望します。

製品設計を行う際には、十分な製品安全性を確保できる設計を行い、製造者としての責任を考慮して販売する必要があります。また、製品安全性に関しての法令遵守はもとより、通常有すべき安全性についても配慮する必要があります。

製品安全性に関わる法令等として、日本国内の場合には電気用品安全法、消費生活用製品安全法、家庭用品品質表示法などが挙げられます。安全基準は法令の細則等や JIS 等で定められています。また、海外の安全規格として UL、BSI、CSA 等があります。

製品安全性の確保には、トレーサビリティ(材料・部品・工程などの履歴)などの管理および問題解決に向けた迅速な対応を含みます。

(V-2) 品質マネジメントシステム

品質マネジメントシステムを構築し、また運用することを要望します。

品質マネジメントシステムとは、品質保証活動を推進するための全般的な管理の仕組みをいい、組織体制・計画的活動・責任分担・慣行・手順・プロセス・経営資源を含んだものを指します。ここで品質保証活動とは、品質方針を作成し、その方針に従った施策を実施し、達成し、見直し、かつ維持することをいい、品質保証に対して、いわゆる PDCA サイクルを回しながら継続的改善を行うことを意味しています。

代表的な品質マネジメントシステムとしては、ISO9000 ファミリー、ISO/TS16949、ISO13485 などがあります。

VI 情報セキュリティ

(VI-1) コンピュータ・ネットワーク脅威に対する防御

コンピュータ・ネットワーク上の脅威に対する防御策を講じて、自社および他者に被害を与えないように管理することを要望します。

コンピュータ・ネットワーク上の脅威とは、例えば、コンピュータウイルス、コンピュータワーム、スパイウェアなどを指します。

インターネットに接続されたパソコンがコンピュータウイルス等に感染した場合、当該パソコンに保存されている顧客情報、機密情報が流出するおそれがあり、また他社のコンピュータを攻撃するなどにより、業務停滞や信用失墜などの重大な損失を招く恐れがあります。従って、コンピュータ・ネットワーク上の脅威に対して、社内外に影響を与えないための対策を講じることが重要です。

(VI-2) 個人情報の漏洩防止

顧客・第三者・自社従業員の個人情報を適切に管理・保護することを要望します。

個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいいます。(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます。)

適切な管理とは、個人情報に関する全般的な管理の仕組みの構築と運用を指し、従業員等の遵守すべき規範や方針の作成、それらに従った計画立案、施策実施、監査および見直しを含みます。

また適切な保護とは、個人情報を不正又は不当に取得、利用、開示又は漏洩しないことをいいます。

(VI-3) 顧客・第三者の機密情報の漏洩防止

顧客や第三者から受領した機密情報を適切に管理・保護することを要望します。

機密情報とは、一般的に、機密である旨が合意されている文書等(電磁的・光学的に記録されたデータ情報を含む)により開示された情報や、機密である旨を告知したうえで口頭にて開示された情報を指します。

適切な管理とは、機密情報に関する全般的な管理の仕組みの構築と運用を指し、従業員等の遵守すべき規範や方針の作成、それらに従った計画立案、施策実施、監査および見直しを含みます。

また適切な保護とは、機密情報を不正又は不当に取得、利用、開示又は漏洩しないことをいいます。

VII 社会貢献

(VII-1) 社会・地域への貢献

国際社会・地域社会の発展に貢献できる活動を自主的に行うことを要望します。

国際社会・地域社会の発展に貢献できる活動とは、企業の経営資源を活用したコミュニティへの支援活動をいい、一般的には次のような取組みを指します。

- 本来の業務や技術などを活用した社会貢献
- 施設や人材などを活用した非金銭的な社会貢献
- 金銭的寄付による社会貢献

具体的には、災害時における地域との連携、従業員ボランティア、NPO/NGO などの活動支援、寄付活動、各種情報発信・紹介などです。

各企業が実施可能な活動範囲を決め、積極的な社会貢献に取り組むことが必要です。

以 上

改訂履歴

版	年月	内容
Rev1.1	2018年 6月5日	(担当部署変更) 横河電機(株)グローバル・ビジネス・サービス本部
Rev 1.0	2013年 7月3日	(紛争鉱物追記) 横河マニユファクチャリング(株)購買・業務本部
	2009年 1月	制定 横河電機(株)購買本部